

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から同年 12 月まで

私は、結婚して夫と一緒に将来のことを考え国民年金に加入し、私が夫の国民年金保険料と一緒に納付してきたので、申立期間の夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の記録のみが未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で払い出され、納付状況もおおむね一致していることから、夫婦で一緒に国民年金保険料を納付する意思があったと推測され、申立人の夫は、申立期間の保険料が納付済みとなっているので、申立人も同様に納付していたと考えるのが自然である。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、昭和 43 年 4 月以降の国民年金加入期間については、申立期間を除き保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月まで

国民年金保険料については、納付書が送られて来たら、私が妻の分と二人分を銀行で納付していた。平成 15 年 1 月に社会保険庁電話相談センター（当時）に納付の確認を行ったときも、二人とも未納は無いと言われたのに申立期間について未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得年月日から、申立人は、昭和 59 年 4 月に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、加入時点において、申立期間は過年度納付が可能である。

また、申立人は、国民年金加入期間については、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さが認められ、申立人が保険料を納付していたとするその妻は申立期間が納付済みであること、及び申立期間が 18 か月と比較的短期間であることを踏まえると、納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から51年3月まで

私は、結婚後しばらくしてからA市役所から通知が来て、時期は思い出せないがその通知を持ってA市役所へ行き、説明を聞いてすぐに国民年金に加入し、何年かさかのぼって支払うことが出来るということなので、過年度の未納分を支払ったのに未納であるとは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、昭和52年9月ごろに国民年金に加入したことが推認でき、この時点で申立期間は、過年度納付が可能である。

また、申立人は、申立期間後は未納が無い上、国民年金加入後に申立期間直後の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料を過年度納付しており、9か月と短期間である申立期間の保険料についても過年度納付したものであるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月及び同年 3 月

私の国民年金の加入手続は、亡くなった母が行い、昭和 45 年に結婚するまでは国民年金保険料も母が納付していた。母は生真面目なきちんとした人だったので、41 年 2 月及び同年 3 月が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、昭和 41 年 7 月 19 日に A 社会保険事務所（当時）から B 区にまとめて払い出された番号の一つであることが確認できることから、申立人は同年 7 月以降に国民年金に加入したと推認でき、申立期間の国民年金保険料は、43 年 4 月までは過年度納付することが可能である。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとされるその母は、国民年金加入期間に未納は無く、申立人は、申立期間後は保険料をすべて納付していることから、2 か月と短期間である申立期間は、納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年3月まで

私は、申立期間当時、A市Bに住んでいて、国民年金保険料は町内会の集金員が3か月ごとに自宅に来ていたのでその都度納めていた。私は、国民年金加入後、すべての期間を納付していたはずであり、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年6月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き、60歳になる前月の平成20年*月までの国民年金保険料をすべて納付していることから、納付意識の高さが認められ、6か月と短期間である申立期間については、納付していたものと考えるのが自然である（昭和46年6月の保険料については、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年7月5日であることが確認されたことから、平成17年に還付されている。）。

また、A市では当時、徴収員制度が存在していたことを確認済みであり、申立人が主張する保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致しており、申立内容に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年7月まで

私は、昭和51年12月にA市に転入後、国民年金保険料の督促状が53年8月ごろに届いたので、夫婦二人で約10万円を、妻がA市B支所で納付した。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号（連番）の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人夫婦は、昭和53年7月ごろにA市で国民年金の加入手続を行ったと推認でき、この時点で申立期間の国民年金保険料は、現年度納付及び過年度納付が可能である。

また、申立人夫婦は、A市に転居後の昭和53年7月ごろに夫婦一緒に国民年金に初めて加入しながら、加入直後から未納にするとは考え難い上、申立人の妻が納付したとする金額は、申立期間の二人分の保険料を過年度納付及び現年度納付するのに必要な額とおおむね一致している。

さらに、A市B支所では、申立期間当時、社会保険事務所（当時）及びA市年金課の職員が年2回程度出張し、過年度保険料を含めた保険料徴収業務を窓口で行っていたことを確認済みであり、申立内容に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年7月まで

私は、昭和51年12月にA市に転入後、国民年金保険料の督促状が53年8月ごろに届いたので、夫婦二人で約10万円をA市B支所で納付した。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号（連番）の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人夫婦は、昭和53年7月ごろにA市で国民年金の加入手続を行ったと推認でき、この時点で申立期間の国民年金保険料は、現年度納付及び過年度納付が可能である。

また、申立人夫婦は、A市に転居後の昭和53年7月ごろに夫婦一緒に国民年金に初めて加入しながら、加入直後から未納にするとは考え難い上、申立人が納付したとする金額は、申立期間の二人分の保険料を過年度納付及び現年度納付するのに必要な額とおおむね一致している。

さらに、A市B支所では、申立期間当時、社会保険事務所（当時）及びA市年金課の職員が年2回程度出張し、過年度保険料を含めた保険料徴収業務を窓口で行っていたことを確認済みであり、申立内容に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和22年4月1日から28年11月21日まで

私は、遺族年金の手続のため社会保険事務所（当時）に行った際、私自身の厚生年金保険の加入記録を調べてもらったところ、申立期間について、脱退手当金が支給されているとの回答だった。脱退手当金が支給されたとする時期には既にA（地名）に転居しており、受給した記憶は全く無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約1年4か月後の昭和30年4月7日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の氏名は、変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和29年1月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年6月1日に、同社D工場における資格取得日に係る記録を47年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を46年5月は6万円、47年11月から48年2月までは7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和46年5月は履行していないと認められ、47年11月から48年2月までは明らかでないとして認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年5月31日から同年6月1日まで
② 昭和47年11月20日から48年3月20日まで

私は、昭和42年3月にA社に入社し、平成18年5月まで一貫して同社に勤務していたので、昭和46年5月31日から同年6月1日までの期間及び47年11月20日から48年3月20日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が申立人に交付した勤務証明書、B社から提出された異動履歴及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間①及び②において、E社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和46年6月1日にA社C工場からE社本社に、47年11月20日にE社本社からA社D工場にそれぞれ異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間①については、昭和46年4月の社会保険事務所（当時）の記録から6万円、申立期間②については、48年3月の社会保険事務所の記録から7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、申立期間①については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務

所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C支社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和33年8月1日）及び資格取得日（同年10月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和3年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和33年8月1日から同年10月1日まで

私は、A社に、昭和30年12月1日から平成3年4月1日まで36年間勤めていた。年金記録では昭和33年8月1日から10月1日までの期間が、どうしてつながっていないのか不思議で、納得できないので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立人の在籍証明書及び申立人が所持するA社取締役社長名の感謝状により、申立人が申立期間においてA社C支社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、「嘱託になった場合は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させているが、申立人が嘱託になった形跡は見当たらない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和33年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が、社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 33 年 8 月及び同年 9 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年6月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年6月1日から同年7月1日まで
② 平成10年2月17日から同年3月1日まで

私は、A社に勤務し、平成6年7月分給与から厚生年金保険料の控除が開始され（それ以前はパート勤務のため、厚生年金保険の対象外）、退職した10年3月分給与までの45か月分について厚生年金保険料が控除されているが、記録上43か月間しか被保険者期間となっていない。記録と齟齬のある2か月分について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 給与明細書及び事業主の回答により、申立人が申立期間①においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が平成6年7月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間②については、平成 10 年 3 月分の給与明細書から、申立人はA社から厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

しかしながら、雇用保険の加入記録、源泉徴収票並びに事業主が提出した厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険資格喪失届には、申立人が同社を平成 10 年 2 月 16 日に退職（資格喪失同年 2 月 17 日）した旨記録されており、申立人が同年 2 月末日まで勤務したことを確認することができない。

また、平成 10 年 3 月分（事業主によれば給与は月末締めだったので、同年 2 月 1 日から同月末日までの勤務が対象となる。）の給与明細書の労働時間及び給与額の記録から判断すると、申立人が同年 2 月の中途に退職したことが推認できる。

さらに、同社の事務担当者は、月の半ばで退職した場合、特別な事情が無い限り、在籍期間を月末まで延ばすような慣行は無かったので、申立人は記録のとおり平成 10 年 2 月 17 日に資格喪失していたと思う旨を証言している。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成 10 年 2 月 17 日であり、さらに、同法第 81 条第 2 項によると、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。これらのことから判断すると、同年 2 月の厚生年金保険料を事業主により同年 3 月分の給与から控除されていることは推認できるが、制度上、同年 2 月を厚生年金保険被保険者期間とすることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格取得日に係る記録を昭和37年3月20日、資格喪失日に係る記録を40年3月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を37年3月及び同年4月は2万4,000円、40年2月は3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月20日から同年5月20日まで
② 昭和40年2月21日から同年3月20日まで

私は、昭和33年8月にD社に入社し、合併等により社名は数度変わったが、平成10年9月に退職するまで継続して同一企業に勤務していた。昭和37年3月にA社E事業所から同社C出張所へ異動したとき、及び40年3月に同社C出張所から同社本社へ異動したときの、厚生年金保険の加入記録に欠落があるので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び元同僚の厚生年金保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間①及び②において、A社C出張所に継続して勤務し（厚生年金保険の適用上は、申立期間①については、昭和37年3月20日に同社E事業所から同社C出張所に異動、申立期間②については、40年3月20日に同社C出張所から同社本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円、申立期間②の標準報酬月額については、40年1月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は合併前の事業所の資料等はなく、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

るを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は、平成17年6月1日に訂正され、申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該事業所における資格取得日に係る記録を17年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年6月1日から同年7月1日まで

私は、申立期間において事業所間の異動はあったが、同じ事業所に継続して勤務していた。平成17年6月に、出向先のB事業所からA事業所に戻ったが、同月（1か月間）の厚生年金保険の記録が欠落しているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所における資格取得日は、当初、平成17年7月1日と記録されていたところ、これを同年6月1日に訂正する届出が2年を超えた21年3月31日付けで事業主からC社会保険事務所（当時）に提出されていることが確認できるが、厚生年金保険法第75条本文の規定では、政府の保険料徴収権が時効により消滅したときは、当該保険料に係る被保険者期間に基づく保険給付は行われないとされていることから、申立期間は年金額計算の基礎となる被保険者期間となっていない。

しかしながら、事業主から提出された給与台帳及び同意書により、申立人は、A事業所及びその関連施設に継続して勤務し（平成17年6月1日にB事業所からA事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所が提出した申立人の給与台帳における平成17年7月の厚生年金保険料控除額から、32万

円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から平成 21 年 3 月 31 日付けで申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届の訂正の届出が提出されていることが確認できることから、当初、事業主は訂正前の 17 年 7 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成9年2月から10年9月までの期間については50万円、同年10月及び同年11月については53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月1日から10年12月11日まで
私の平成9年2月から10年11月までの標準報酬月額が低くなっており、実際の給与とは異なっている。当時の月給は50万円くらいだったので、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成10年12月11日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、オンライン記録により、その約2か月後の11年2月5日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、9年2月から10年9月までの期間については50万円から、同年10月及び同年11月については53万円から、それぞれ9万2,000円に^{そきゅう}遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖事項全部証明書により、役員ではないことが確認できる上、当該遡及訂正処理が行われたのは、当該事業所が裁判所から破産宣告を受けた平成11年1月14日から約1か月後のことであり、破産手続開始後は、当該事業所の財産の管理処分権は破産管財人に専属することから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出たとおり、平成9年2月から10年9月までの期間については50万円に、同年10月及び同年11月については53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成9年2月から同年9月までの期間については41万円に、同年10月から10年6月までの期間については36万円に、同年7月から同年11月までの期間については44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月1日から10年12月11日まで
私の平成9年2月から10年11月までの標準報酬月額が、実際の給与とは異なっている。訂正前の金額に訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成10年12月11日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、オンライン記録により、その約2か月後の11年2月5日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、9年2月から同年9月までの期間については41万円から9万2,000円に、同年10月から10年6月までの期間については36万円から9万2,000円に、同年7月から同年9月までの期間については44万円から22万円に、同年10月及び同年11月については44万円から16万円に、それぞれ遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖事項全部証明書により、役員ではないことが確認できる上、当該遡及訂正処理が行われたのは、当該事業所が裁判所から破産宣告を受けた平成11年1月14日から約1か月後のことであり、破産手続開始後は、当該事業所の財産の管理処分権は破産管財人に専属することから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届

け出たとおり、平成9年2月から同年9月までの期間については41万円に、同年10月から10年6月までの期間については36万円に、同年7月から同年11月までの期間については44万円に訂正することが必要である。

千葉国民年金 事案 2042

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から同年10月までの期間、52年4月及び55年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年8月から同年10月まで
② 昭和52年4月
③ 昭和55年4月から同年6月まで

私は、勤務していた会社を退職した都度、直ちにA市役所B支所またはC市役所にて厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間①及び②の国民年金保険料は私がA市役所B支所にて、申立期間③の保険料は妻がD銀行E支店にて納付しているはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、平成3年4月ごろであり、その時点で、申立期間の国民年金保険料はいずれも時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間当時、年金手帳の交付を受けた記憶が無いと供述しており、A市又はC市において別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、平成3年4月ごろに国民年金の加入手続きを行い、その時点で納付可能であった同年1月以降の保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、当該期間は国民年金の被保険者となり得る期間でないことから、納付記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月

昭和 56 年 9 月の国民年金保険料は、A 区に転居後、同年 10 月 3 日に B 県 C 郡 D 町 E 支所へ郵便で 4,500 円を送金したはずであり、未納と記録されていたために還付されなかったのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間であり、社会保険庁（当時）の記録から昭和 56 年 4 月から同年 10 月まで、申立期間を除き、国民年金保険料を厚生年金保険等の加入の理由により平成 14 年 2 月 6 日に還付していることが確認できる。

また、昭和 56 年度内に未納と納付が混在しているが、本来、存在すべき特殊台帳が存在しない。

さらに、申立人の保存する家計簿には、申立期間の保険料 4,500 円を昭和 56 年 10 月 3 日に D 町 E 支所に送金した記載があること、及び申立期間前後の国民年金保険料の出金記載と申立人の被保険者名簿の納付記録とが一致していることから、申立期間の保険料を納付していたとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間でないことが明らかであることから、納付記録の訂正を行うことはできない。

千葉国民年金 事案 2044

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 60 年 9 月まで
妻が A 市 B 市民センターで私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、定期的に妻が B 市民センターで納付しているはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった昭和 60 年 10 月 8 日に任意加入した旨が記載されており、その資格記録と社会保険庁（当時）の資格記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から51年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から51年10月まで

私は、結婚後、国民年金を脱退し、昭和51年に再加入した際、過去の未加入期間の国民年金保険料として、一括してA市役所で8万円から9万円ぐらいを納付したが、その記録がないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、昭和40年4月1日資格喪失、51年11月30日資格取得と記載されており、その資格記録と社会保険庁（当時）の資格記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の夫は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であることから、申立期間は国民年金の任意加入対象期間であり、国民年金の制度上、特例納付及び過年度保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間について、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものとは認められず、また、53年9月から54年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から49年6月まで
② 昭和53年9月から54年8月まで

申立期間①については、学校に通学していたので父が国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②については、営業していた店が54年*月に失火全焼し、所得税、住民税等の災害減免処置を受けているので国民年金保険料も減免されているはずである。申立期間①の保険料を納付しており、申立期間②の保険料が減免されているはずなのに申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は申立人の父が国民年金保険料を納付していたと申述しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする父は既に他界していることから申立期間①の保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は国民年金加入期間のうち、申立期間①及び②を除いた240か月余の保険料が未納となっているほか、申立人の住所の変遷をみると申立期間①の直前である昭和47年9月にA市からB市に転出しており、被保険者台帳でも転出の扱いとなっていることからA市に居住している申立人の父は保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②について、申立人は営業していた店が失火全焼し、所得税、住民税等の災害減免処置を受けているので国民年金保険料も減免されているはずであると申述しているが、保険料の減免措置を受けるには

免除の申請を行い、その都度、その承認又は却下について社会保険事務所（当時）から申立人に対して通知する取扱いとなっている上、申立人は免除申請を行っておらず、免除承認等の通知も受け取っていないと述べているなど申立人の申述には矛盾がみられる。

加えて、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないほか、申立人が申立期間②の免除申請を行ったことを示す関連資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものとは認められず、申立期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から50年3月まで

平成19年10月に社会保険事務所(当時)から申立期間の納付事実が確認できないと回答があったが、私の国民年金保険料は父が納税貯蓄組合に父、母及び姉の分と一緒に納めていたと聞いている。姉も20歳から納付しており、私の国民年金も父が手続を行ってくれ、20歳から納付してあるはずである。申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の前後の任意加入者の資格取得年月日から昭和50年6月に払い出されていることが確認でき、その時点で申立期間のうち、48年3月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、手帳記号番号払出簿で昭和46年度に申立人と推認できる者を含めた20歳の者に手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、そのほとんどの者に納付済期間の記録が無く、申立人からの聴取においても20歳当時、申立人は国民年金手帳が交付された記憶はないと申述している上、申立人が所持している年金手帳は1冊のみで、その表紙の色は49年11月から交付されている手帳と同色である。

さらに、申立人は申立人の父が納税貯蓄組合を通じて納付していたと申述しているが、納税貯蓄組合では過年度の保険料を取り扱うことができなかったことを確認している上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする父からの証言は得られず、申立人の姉からも有力な証言は得られなかったことから保

険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立人の父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

市役所年金課に勤務していた同級生から、さかのぼって国民年金の手続した方が良いと勧められ、私は、事業所に勤めていたころで国民年金の納付を怠っていたので、昭和45年11月に郵便局で過年度納付及び特例納付した。

しかし、昭和50年10月に現金を持参して社会保険事務所（当時）で特例納付した分は未納とされている。現在領収印の無い領収証書（附則18条）を所持している。特例納付したのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年10月ごろA社会保険事務所に現金と納付書を持参して、特例納付（附則18条）したと主張しているが、申立人は、社会保険事務所からは所定の領収証書（原符）を受け取った記憶が無いと申述しているほか、3枚つづりの領収日付印の無い「納付書・領収証書（附則18条）」を3枚とも所持しており、使用された形跡がないことから、申立内容には不自然さが見受けられる。

また、申立人は、当時市の年金課に勤務していた同級生からさかのぼって国民年金の手続をしたほうが良いと勧められたため、国民年金保険料をA社会保険事務所で特例納付したと申述しているが、申立人の国民年金の加入手続は昭和45年6月に行われていることが確認でき、同年11月に郵便局で附則13条特例納付及び過年度納付したことが申立人から提出された領収証書から認められることから、申立人がそれらの手続を行ったのは、同級生が年金課に在籍していた時期からみて、45年6月の加入手続及び同年11月の特例納付とみるのが自然であり、申立人のさかのぼったとの記憶はこのときの記憶と考えられる上、50年10月ごろにA社会保険事務所に特例納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確

定申告書等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から49年3月まで

私は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をいつ、どこで行ったか記憶は定かでないが、申立期間当時の家計簿に国民年金の保険料らしき記載があることから、国民年金に加入し保険料を納付していたはずなのに、申立期間が未加入で未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年4月に払い出されていることが、国民年金手帳記号払出簿から確認でき、申立期間は国民年金に未加入の期間であることから国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、昭和38年11月から40年2月までの期間にA区へ払い出された年金手帳記号番号の縦覧調査の結果においても、申立人の別番号による加入の形跡は見当たらないほか、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付の記憶が定かでなく、申立期間の保険料を納付していたことの特定が困難である。

さらに、申立人は、申立期間当時の家計簿に国民年金保険料と思われる記載があると申述しているところ、家計簿に記載されている金額と法定保険料額には相違がみられ、家計簿に記載されている金額をもって保険料納付を推認することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（日記、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2050 (事案 859 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
当初の判断後、新たな資料は無いが、申立期間の国民年金保険料を、母が納付していたはずなので、再審議願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日が申立期間より後であること、申立人が申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付をしたと主張するその母が亡くなっており、事実関係が不明なことから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料等が無いにもかかわらず、その母が申立期間の保険料を納付していたとの主張を繰り返しているが、申立人の申述からも、その母が申立人の加入手続を行ったのは、昭和 38 年度以降であったと認められる上、納付可能な期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も無いことから、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から62年3月まで

私は、昭和60年1月ごろから平成4年ごろまでA社に勤務していた。同社は厚生年金保険に加入していなかったため、昭和60年1月に国民年金の加入手続を行い、当時の上司から国民年金保険料を預かり、自分の分と一緒に納付していたのに、申立期間が未納となっているのは納付ができない。

第3 委員会の判断の理由

B市が保管する国民年金被保険者名簿の受理日（昭和62年11月11日）及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者の取得届出日から、申立人は、62年11月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、申立人が所持する年金手帳の記載により60年1月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得したことが確認できる。

また、氏名検索及び申立期間に係る個人別国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が加入手続を行った昭和62年11月の時点で、申立期間のうち60年9月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付しているものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から51年12月まで

私は、昭和54年ごろ、A区役所B地域センターで国民年金の加入手続を行い、同所で同時期に44年から54年までの国民年金保険料約10年分をまとめて納付した。44年9月から51年12月までが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続を行った昭和54年は、第3回特例納付の実施期間中であるが、申立人が国民年金保険料を納付したとするA区役所B地域センターでは、特例納付保険料の徴収業務を行っておらず、金融機関の出張所も無かったことを確認済みである。

また、申立人は、加入時点で未納だった約10年分の保険料として、10万円から20万円くらいを納付したと主張しているが、第3回特例納付により申立期間の保険料を納付するのに必要な金額とは大きく異なる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案2053（事案750の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から52年9月までの期間及び平成8年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月から52年9月まで
② 平成8年5月

当初の判断後、新たな資料、情報は無いが、申立期間①の国民年金保険料は妻が特例納付しているはずであり、申立期間②についても加入手続をして保険料を納付したはずなので、再審議願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人の国民年金保険料収納記録の特例納付された期間が、申立人が国民年金受給資格を得るために必要な期間と一致していること（厚生年金記録未統合の状態）、及び特殊台帳の記録も電算記録と合致していることから、また、申立期間②に係る申立てについては、申立人が満60歳となって国民年金の資格喪失後、新たに高齢者任意加入したのは、平成8年6月であることから、既に当委員会の決定に基づき平成20年11月5日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料等が無いにもかかわらず、申立期間①の国民年金保険料は、その妻が特例納付しているはずであり、申立期間②についても加入手続をして保険料を納付したはずとの主張を繰り返しているが、当該主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から61年3月まで

私は、昭和52年3月に国民年金に任意加入して以降ずっと国民年金保険料を納付してきたはずなのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年3月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付し続けたと主張しているが、申立人が所持している年金手帳の記載及びA市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人は、58年3月30日に国民年金の被保険者の資格を喪失しており、61年4月1日に第3号被保険者制度が発足したことにより、第3号被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立期間は国民年金の任意未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間当時の納付状況が不明な上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、B区において昭和58年3月から同年12月分まで保険料を納付していたことが確認できることから、平成21年4月8日付けで、資格喪失日が昭和58年3月30日から59年1月1日に訂正されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 42 年 3 月まで
私は、申立期間において、A（職種）として、B 事業所に勤務していたが、その時の厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の写真及び同僚の証言から、申立期間において、B 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、昭和 46 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主等は既に他界しているため、申立人の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料や証言を得ることはできない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号の欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間のうち 20 歳になった昭和 40 年*月以降、国民年金に加入し、国民年金保険料は納付済みとなっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月から31年4月まで

私は、A高等学校を昭和28年3月に卒業し、学校推薦でB漁業の「C（船舶名）（船舶所有者D）」に乗船し、約3年間、漁業の仕事をしていましたが、その間の記録が無いので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているE県F市の船舶所有者「D」、船舶名「C」は、申立期間において船員保険の適用船舶として確認できるが、申立人は、当時の船員手帳を所持しておらず、当該船舶への乗船状況が確認できない上、当該船舶は、昭和41年4月1日に船員保険の適用対象でなくなっており、船舶所有者は、所在が不明であるため供述を得ることができない。

また、申立人は元同僚の名字しか記憶しておらず、その連絡先は不明である上、「C（船舶名）」で船員保険の被保険者であった元船員は、申立人についての記憶が無く、申立人の申立期間当時の乗船実態が確認できない。

さらに、「C（船舶名）」の被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名は無く、船員保険被保険者番号に欠番は無い上、ほかに申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月1日から同年10月21日まで

私は、昭和45年3月1日から同年10月21日まで、A社の正社員として、同社の施設のB（職種）をしていたが、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において勤務したとするA社の所在地及び事業主名を記憶していないことから、申立事業所を特定することはできない上、「A社」という名称でC県内において厚生年金保険の適用事業所となっている7事業所の厚生年金保険被保険者記録を確認したが、いずれの事業所においても申立人の氏名は無く、整理番号は連続しており欠番は無い。

また、申立人は、施設にはもう一人、女性従業員がいたと供述しているが当該同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間における勤務実態を確認することができない上、申立人が施設の貸主として氏名を挙げた者の妻は、A社という会社に施設を貸していたかについては昔のことなので不明と供述している。

さらに、申立人に係る雇用保険の記録によると、申立期間の前後に勤務した事業所については、いずれも加入期間が厚生年金保険の記録と一致するが、申立期間については、厚生年金保険と同様に雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案1520

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月から35年6月まで

私は、ねんきん特別便により、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間の年金記録が無いことを知った。当時は独身だったので正社員として働き、給与から厚生年金保険料が引かれていたが、申立期間の年金記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和33年6月1日に厚生年金保険の新規適用事業所になっており、申立期間のうち同年4月及び同年5月は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、B社は、「当時の資料が見当たらず、申立人の勤務実態は不明。」と回答している上、A社において昭和33年6月から35年6月までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の者に照会を行ったが、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる供述等を得ることができなかった。

さらに、A社の事業所別被保険者名簿には、新規適用事業所となった昭和33年6月から35年6月までの期間において、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い上、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月から 44 年 12 月まで
② 昭和 45 年 2 月から 49 年 2 月まで

私は、昭和 43 年 3 月から 57 年 3 月まで継続してA社に勤務して厚生年金保険に加入していたはずであるが、そのうち申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社でB（職種）として勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定することはできない。

また、事業主は、申立期間当時の人事記録等の関連資料は存在しないと供述しており、申立人の勤務実態は不明である。

さらに、上記元同僚のうち一人は、申立期間当時、当該事業所では、従業員が入社すると同時に、必ずしも社会保険に加入させてはいなかったと記憶している旨を証言しており、別の一人は、申立人が当該事業所から一年程度いなくなり、また戻ってきた記憶がある旨を証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1522 (事案 545 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月1日から同年9月1日まで
当初の判断後、同僚の名前を思い出したので、再審議願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の加入記録から、昭和24年9月1日以前から申立人がA社に勤務していたことが確認できるものの、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の資格取得日が24年9月1日と記載されていること、及び当該事業所は25年5月18日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在も確認できず、当時の事情が不明なことから、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに、複数の同僚の名前を挙げて、再審議を申し立てているが、申立人が名前を挙げた同僚の中に、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に名前の無い者が含まれている上、名前の確認できた者も、既に亡くなっていることなどから、当時の事情を聴取することができず、当初の決定を変更すべき新たな事情は確認できなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 10 月 30 日から 24 年 1 月 1 日まで
私は、昭和 22 年 6 月 1 日から 24 年 3 月 31 日までA社に勤務したが、22 年 10 月 30 日から 24 年 1 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の記録が無いのは納得できないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人は、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を昭和 22 年 6 月 1 日に取得後、同年 10 月 30 日に資格喪失し、24 年 1 月 1 日に資格を再取得したことが記録されているところ、事業主は、社会保険料の負担軽減のため、22 年 10 月 30 日付けで多くの職員を資格喪失させ、1、2年後に再取得手続きを行い、その間は給与から厚生年金保険料を控除していなかったと回答している。

また、申立人の氏名が記載されている上記被保険者名簿において、昭和 22 年 6 月 1 日に資格取得した者 41 人をサンプル調査した結果、18 人が同年 10 月 30 日に資格喪失し、そのうち申立人を含む 9 人が 24 年 1 月 1 日に、他の 9 人が同年 4 月 1 日に資格を再取得しており、残りの 23 人の中に申立期間に継続して被保険者となっている者はいないことが確認でき、事業主の主張と符合している。

さらに、申立人が同僚として名前を挙げた申立期間に厚生年金保険被保険者となっている者は既に他界し、当時の状況を確認することはできない上、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から平成 9 年 8 月 1 日まで
私は、A 区 B に在った C 社に昭和 56 年 7 月から同社が倒産した平成 11 年 4 月まで勤務したが、その間終始加入していたはずの厚生年金保険について、昭和 56 年 7 月から平成 9 年 8 月 1 日までの期間の記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社の設立経緯及び業務運営状況並びに事業主及び同僚についての申立人の供述が具体的であることから、申立期間において申立人が当該事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、申立期間後の平成 9 年 8 月 1 日であり、それ以前は、厚生年金保険料を納付することができない上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、事業主、申立人及び従業員二人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に資格を取得していることが確認できる。

また、当該事業所の事業主は既に亡くなっており、従業員二人は連絡が取れず、申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から同年5月1日まで

A社に勤務していた知人の紹介で、私は平成元年4月1日から同年6月31日まで同事業所に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が同年5月1日の資格取得となっていることから、同年4月の1か月が抜けているのは納得できない。調査をお願いしたい。

主な仕事はB（職種）及びC（職種）であったが、体調不良のため退社し、それまで月7万円の給料を3回支給された。

第3 委員会の判断の理由

申立人保管の給与明細書及び申立期間当時の元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、元同僚は、「申立期間当時、入社後直ぐに退職をしてしまう者が多いため、入社後1か月から2か月の試用期間を設けてあった。私自身、入社2か月後に厚生年金保険に加入し、申立人も試用期間はあったと思う。」と供述している。

また、申立期間に係る平成元年4月分の給与明細書において、厚生年金保険料控除額欄は空欄となっていることから、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、当該給与明細書及び申立人保管の預金通帳の記帳内容から、申立期間を含むA社からの給与が計3回支給（1回目は平成元年4月28日に7万円、2回目は同年5月31日に6万2,890円、3回目は同年6月30日に7万円）されたことが確認できるが、7万円であったとされる申立人の給与から保険料が控除されて支給されている月は2回目の同年5月分給与のみであり、同月分の給与明細書により保険料の控除は確認できるものの、1か月分の保険料相当額であり、同年4月の保険料が控除された事実は確認できない。

さらに、事業主は、申立期間当時の資料は保管しておらず、ほかに申立

人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる
関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事
業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 6 日から 40 年 4 月 16 日まで

私は、昭和 39 年 3 月に A 社に入社し、40 年 4 月に退社したが、この期間について、厚生年金保険被保険者期間と認められないと社会保険事務所（当時）より回答を受けた。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

現在の事業主の供述から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、現在の事業主及び申立人の供述から、申立期間当時の当該事業所の従業員は 5 人未満であり、申立期間当時の厚生年金保険法においては、当該事業所は厚生年金保険の強制適用事業所ではない上、当該事業所は、昭和 55 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が、A 社で自身とともに正社員で B（職種）を担当していたと主張する元同僚は、昭和 36 年 4 月から申立期間を含む 44 年 7 月までの期間は国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 8 月 10 日から 28 年 11 月 1 日まで
私は、昭和 26 年 8 月 10 日から A 事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が、28 年 11 月 1 日となっているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の証言及び事業主の保管する B（職種）の名簿から、申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の人事担当部門では「申立期間当時、多数の職員を採用し、明確ではないが、一斉に厚生年金保険を適用せず、順次、加入させたと聞いている。」と回答している上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人と同日の昭和 28 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者が 80 人確認できるが、連絡の取れた 7 人のうち 6 人は資格取得日の前に入社したと証言していることから、当該事業所では、職員を採用した時点で、必ずしも直ちに厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

また、被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番は無い。

さらに、当該事業所における申立期間当時の厚生年金保険料の控除に関する資料は無く、ほかに申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで

私は、A社B支店に昭和 36 年 5 月に入社し、3か月の見習い期間の後、正社員となった。当初は、C（職種）をしていたが、37年には主任となり、D（職種）の仕事をしていた。この間、厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時A社B支店にC（職種）及びD（職種）として勤務していたと主張しているが、申立人が記憶している同僚は、その姓のみしか判明していないことから連絡が取れない上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者となっている複数の元同僚に照会したところ、いずれも「申立人のことは知らない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態について証言を得ることができない。

また、A社B支店は、申立期間中の昭和 37 年 5 月 1 日に一括適用を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同社B支店、同社本社及び同社E（部署）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿のいずれにおいても、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番は無い。

さらに、A社本社は昭和 38 年 10 月 1 日に、同社E（部署）は 39 年 10 月 1 日に、それぞれ厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、関係資

料の所在は不明であり、申立人の勤務実態は不明である上、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 8 月 31 日から 26 年 10 月まで

私は、昭和 23 年 4 月から結婚前の 26 年 10 月まで A 社（その後、B 社に社名変更）で C（職種）として働いたが、厚生年金保険加入期間が最初の 4 か月間しかないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 23 年 4 月に A 社に入社し、結婚のため 26 年 10 月に退職するまで同社に勤務したと主張しているが、申立人が氏名を挙げた元同僚は、「申立人は、D（職種）を辞めて入社し、私と一緒に C（職種）をしていたが、4 か月ぐらいしかいなかった。申立人が結婚したときのことはよく覚えていない。」と述べており、申立期間における申立人の勤務状況について証言を得ることができなかった。

また、B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 23 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 8 月 31 日に資格喪失していることが確認でき、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い上、同被保険者名簿の「標準報酬等級並び適用年月日」欄において、申立人の標準報酬月額は、同年 8 月に等級区分の改定に伴う記録を最後として、その後の記録が無い。

さらに、B 社は、昭和 36 年 7 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主と連絡が取れないことから、申立期間の勤務実態は不明であり、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 2 月 1 日まで
私は、高校を卒業してA社B支店（C事務所）に、昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 1 月 31 日まで勤務したが、その期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人は、申立期間においてA社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社本社人事担当部門が保管する「C（書類名）」において、申立人は、申立期間後の昭和 36 年 2 月 1 日に、同社本社において初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得し、40 年 2 月 14 日に資格喪失したことが確認でき、行政側の記録と一致する。

また、元同僚は、「申立人は、現地事務所採用の臨時雇用だった。」と供述しており、A社本社人事担当部門が提出した社員名簿（昭和 34 年 9 月 1 日現在の全正社員を掲載）の写しに申立人の氏名は無い上、同人事部は、「申立期間当時、臨時雇用の職員は厚生年金保険に加入しなかったと思う。」と供述していることから、申立人は、申立期間当時、臨時雇用の職員として厚生年金保険に加入していなかったことが推認できる。

さらに、申立人が勤務したC事務所の当時の所長は既に他界し、元副所長とも連絡が取れないことから、申立期間当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1531

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 6 日から 43 年 12 月 23 日まで

私は、昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 5 月 21 日まで A 社 B 出張所に勤務した。そのうち 42 年 6 月 6 日から 43 年 12 月 23 日までの期間について厚生年金保険の記録が無い。この期間も確かに勤務したはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が申立期間に A 社 B 出張所に勤務していたことは推認できる。

しかし、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 42 年 4 月 1 日に A 社において資格取得後、同年 6 月 5 日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の記録と符合している上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番は無い。

また、当該事業所は、平成 16 年 1 月 1 日に合併を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主も既に他界している上、当該事業所を承継した A 社 C 営業所では、「申立期間当時の資料が無く、申立人の勤務実態は不明。」と回答している。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。